

鳥取県市町村創生交付金の概要

1 事業の目的・概要

市町村が、国、県その他の団体等からの補助金その他の使途を特定された助成を受けることなく、その一般財源により実施する事業であって、自らの意思及び判断で行うべき事業に対して交付金を交付することにより、市町村の自主性を活かした施策展開を支援する。

2 制度の仕組み

(1) 根拠規程：鳥取県市町村創生交付金条例

(2) 交付率：交付金対象事業費の1/2以内

(3) 交付金の対象

- ・国、県その他の補助金を受けていない事業であって、地方創生を推進するために地域の実情に応じて実施する事業の一般財源
- ・職員人件費（非常勤職員、臨時的任用職員は除く）等は対象外

(4) 配分方法

- ・交付金総額の95%を基本交付額として各市町村に配分
基本交付額は、財政割（標準財政規模、財政力指数を勘案）、均等割、人口割で構成
- ・交付金総額の5%は調整交付額とし、基本交付額を上回る事業を実施する市町村で、基本交付額対象事業とは別に、雇用創出、移住定住等特に地方創生の推進に資する事業を実施する市町村に配分。配分は、申請事業に対し、必要性、効率性、有効性を勘案して採択順位を決定し、採択上位事業から順に、対象事業費×1/2を上限に行う。

調整交付額 5.0%		交付金総額の5%は調整交付額の採択上位事業から順に配分
基本交付額 (95%)	人口割 17.5%	【人口割】交付総額の17.5%×当該市町村人口÷全市町村人口
	財政割 40.0%	【財政割】 交付総額の40.0%×当該市町村財政規模÷全市町村財政規模× 全市町村平均財政力指数÷当該市町村財政力指数
	均等割 37.5%	【均等割】交付総額の37.5%÷全市町村数

(5) 交付の流れ

- ・県は4月15日までに交付金総額及び基本交付額を市町村へ通知
- ・市町村は対象事業（例示）等を参考にしながら自主的に事業を実施
（希望する市町村には、基本交付額の1/2を上限に、7月末までに概算払を実施）
※実施見込調査
- ・市町村は1月末までに県へ交付申請し、県は3月15日までに市町村ごとの配分額を決定、3月末までに支払
- ・翌年度の交付時に実績額を基に精算

3 令和元年度の概要

(1) 交付金総額 270,000千円

(H18 472,006千円、H19 506,000千円、H20 496,000千円、H21 278,000千円、H22 ~ 270,000千円)

(2) 基本交付額 約256,500千円 (95%)

(3) 調整交付額 約13,500千円 (5%)